

プレス公表（運転保守状況）

発生日	2025年1月27日		
号機	-	件名	モニタリングポストの一時的な測定データ表示不良について（区分：Ⅲ）
<p>【事象の発生】 2025年1月26日午後6時4分頃、1号機の中央制御室に設置されているモニタリングポスト監視盤において、9台のうち、4台(No.2、3、5、8)の指示値が、約30秒間表示されていないことを確認しました。 そのため、現地に向かい当該モニタリングポストの測定状況を確認したところ、正常に測定ができていました。 なお、当該期間のすべての排気筒モニタ*に異常がないことを確認しており、外部への放射能の影響はありません。</p> <p>*：排気筒モニタ 建屋内の空気を環境へ放出する際の放射線を測定する装置。</p> <p>② 【対応状況】 今後、伝送経路など原因の調査を実施し、再発防止対策を講じてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（2025年1月27日にお知らせ済み）</p>			

プレス公表（運転保守状況）

発生日	2025年1月27日		
号機	7	件名	7号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能による運転上の制限の逸脱について（区分：Ⅱ） 7号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能による運転上の制限の逸脱からの復帰について（区分：Ⅱ）
<p>【事象の発生】 2025年1月27日午前10時40分頃、5号機の緊急時対策所に設置している衛星電話設備（常設）の増設工事を実施していた際、衛星電話端末1台に異常を知らせるランプ表示が点灯していることを確認しました。 調査の結果、本設アンテナに不具合があることがわかり、午後3時49分に7号機原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限*から逸脱したと判断しました。 また、保安規定で要求される措置として、他の通信手段が使用可能であることを午後3時55分に確認しました。</p> <p>2025年1月27日、予備アンテナと交換し、機能確認ができたことから、午後10時3分に運転上の制限の逸脱から復帰したと判断しました。</p> <p>① 引き続き、不具合が発生した原因について調査をしております。</p> <p>* 保安規定では、安全機能を確保するために必要な機器の台数を「運転上の制限」として定めており、衛星電話設備（常設）は、合計5台が動作可能であることとしている。 なお、通信設備であるため、使用済燃料プールや原子炉の冷却に影響するものではない。</p> <p style="text-align: right;">（2025年1月27日にお知らせ済み）</p>			

プレス公表（運転保守状況）

発生日	2025年1月29日		
号機	-	件名	中央土捨場エリア（展望台エリア）におけるけが人の発生について（区分：Ⅲ）
<p>【事象の発生】 2025年1月27日午後2時30分頃、中央土捨場エリア（展望台エリア）において、玉掛け作業中の協力企業作業員が、高さ約60cmのコンクリート部材からゴムマットに足を下ろした際、左足首をくじきました。 その後、様子を見ていましたが、痛みが引かないことから、午後5時47分に業務車にて医療機関へ搬送しました。</p> <p>【対応状況】 病院で診察の結果、「左足関節捻挫」と診断されました。 今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（2025年1月29日にお知らせ済み）</p>			

③

プレス公表（運転保守状況）

発生日	2025年1月31日、2025年2月1日		
号機	7	件名	7号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能による運転上の制限の逸脱について（区分：Ⅱ） 7号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能による運転上の制限の逸脱からの復帰について（区分：Ⅱ）
<p>④【事象の発生】</p> <p>2025年1月31日、7号機の中央制御室に設置している衛星電話設備の増設のため、増設端末をアンテナに接続し、起動したところ、起動途中で停止し、通話ができないことを確認しました。</p> <p>その後、本設の端末を再接続し、電源を入れましたが、増設端末同様に起動途中で停止し、通話ができないことを確認しました。このため、午後8時4分に7号機原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限*から逸脱したと判断しました。</p> <p>また、保安規定で要求される措置として、他の通信手段が使用可能であることを午後8時32分に確認しました。</p> <p>2025年2月1日、現場調査を実施し、アンテナのケーブルを接続するコネクタに汚れが付着していたことから、清掃を行ったところ、通信機能が回復したことを確認しました。</p> <p>念のためコネクタを交換し、また、これまでの事案を踏まえアンテナも交換しました。</p> <p>その後、機能確認ができたことから、午後5時58分に運転上の制限の逸脱から復帰したと判断しました。</p> <p>引き続き、不具合が発生した原因について調査をしております。</p> <p>* 保安規定では、安全機能を確保するために必要な機器の台数を「運転上の制限」として定めており、衛星電話設備（常設）は、中央制御室では1台が動作可能であることとしている。</p> <p>なお、通信設備であるため、使用済燃料プールや原子炉の冷却に影響するものではない。</p> <p style="text-align: right;">（2025年2月1日にお知らせ済み）</p>			

【参考】プレス公表 継続対応件名リスト

号機	7	件名	7号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能による運転上の制限の逸脱について (区分：Ⅱ) 7号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能による運転上の制限の逸脱からの復帰 について (区分：Ⅱ)	発生日	2024年11月21日
号機	7	件名	7号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能による運転上の制限の逸脱について (区分：Ⅱ) 7号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能による運転上の制限の逸脱からの復帰 について (区分：Ⅱ)	発生日	2025年1月14日